

ローパー・ブライト対合衆国商務長官事件

—米国連邦最高裁 2024 年 6 月 28 日判決—

Loper Bright Enterprises v. Raimondo, 603 U.S. ____ (2024)

岡原記念英米法研究会

立教大学准教授 秋元奈穂子 Naoko Akimoto

I 事案の概要及び訴訟の経過

領海に近い領海外における魚の乱獲を防止するため、連邦議会は自国の基線から200海里を排他的経済水域とすること等を定めるマグナソン・スティーブンス魚類保全・管理法（MSA）を制定し、アメリカ海洋漁業局は連邦商務省からの権限委譲を受けてMSAを執行している。MSAは沿岸州、漁業関係者及びアメリカ海洋漁業局の代表者からなる8つの地域漁業運営評議会（以下「評議会」）を設置し、評議会が策定する漁業運営計画がアメリカ海洋漁業局の承認を経て最終規則として制定されている。本件では、「漁場の保全と運営のために必要なデータ収集のために、内航船に1人以上の監視員を乗せる」ことを漁業運営計画が要求できる旨のMSAの規定が問題となった。MSAは、乗船する監視員に関するコストを負担しなければならない3種のグループのうち2つには負担コストの上限を明示していたが、監視員のコストを大西洋ニシン漁の漁師が負うべきか否かについては規定していないところ、過去には、連邦政府が全額負担していたこともあった。しかし、2013年、連邦の資金拠出がなされない場合には漁師に対してコスト負担を命じる旨の計画修正がアメリカ海洋漁業局により承認され連邦行政規則として制定された。大西洋ニシン漁に関しては、50%について監視員コストを確保す

るための漁業界によるプログラムが規則により策定された。かかる監視員のコストは1人1日当たり710ドル（うち20%を上限に漁船所有者に償還される）である。

上訴人ローパー・ブライト社他は大西洋ニシン漁を行う企業であり、2020年2月に行行政手続法を組み込むMSAの条項の下で前記の連邦行政規則の効力を争う訴訟を提起し、漁業運営計画により要請された監視員のコスト負担を彼らに命じる権限をMSAはアメリカ海洋漁業局に与えていないと主張した。コロンビア自治区連邦地方裁判所は連邦政府によるサマリー・ジャッジメントの申立てを認め、コロンビア自治区連邦控訴裁判所もこれを認めた¹。

上訴人リレントレス社他は大西洋ニシン漁を行う企業であるところ同様に行政規則の合法性を争い訴訟を提起し、ロード・アイランド地区連邦地方裁判所は連邦政府のサマリー・ジャッジメントを認め、第一巡回区連邦控訴裁判所もこれを認めた²。

合衆国最高裁判所は前記二事件についての裁量上訴を認め、シェヴロン法理の判例変更の可否についてのみ判断した。本判決は6対3判決である。

1 45 F. 4th 359 (D.C. Cir. 2022).

2 62 F. 4th 621 (1st. Cir. 2023).